

茨木市地域エネルギービジョン策定委員会設置要綱

(設置)

第1 本市の新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進について検討し、その指針となる茨木市地域エネルギービジョン(以下「ビジョン」という。)を策定するため、茨木市地域エネルギービジョン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) ビジョンの策定に関すること。
- (2) その他ビジョンの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内事業者
- (3) エネルギー供給事業者
- (4) 市民
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5 委員会に委員長及び副委員長各1人を置くものとする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、産業環境部において処理する。

(秘密の保持)

第8 委員会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成22年6月1日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。